

平成 2 1 年 6 月 3 日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

加工施設の変更に係る使用前検査合格証の交付について
(三菱原子燃料株式会社)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 1 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社の加工施設の変更に係る使用前検査を行い、合格と認められたことから、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 3 条の 7 の規定に基づき、使用前検査合格証を交付しましたので、お知らせします。

1 . 事業所及び施設の名称
三菱原子燃料株式会社

2 . 検査申請日
平成 2 1 年 4 月 1 0 日

3 . 検査合格証交付日
平成 2 1 年 6 月 3 日

4 . 検査の概要

(1) 検査の対象

- ・放射性廃棄物の廃棄施設 破砕機
- ・放射線管理施設 エリアモニタ(臨界警報装置)
- ・核燃料物質の貯蔵施設 ロッドチャンネル用台車(5)、ロッドチャンネル用リフター

(2) 検査の内容

員数検査、外観検査、配置検査、臨界防止(単一ユニット) 検査、臨界防止(複数ユニット) 検査、作動検査

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 核燃料サイクル規制課長 石井

担当：小林、森

電 話：0 3 - 3 5 0 1 - 1 5 1 1 (内線 4 8 9 1 ~ 4 8 9 6)

0 3 - 3 5 0 1 - 3 5 1 2 (直通)